

論壇

法人成りによる課税上の問題



山下雄次 [四谷]

1. はじめに

平成29年度与党税制改正大綱において、「検討事項」として、小規模企業等に係る税制のあり方についての記述があり、「個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るために、所得税・法人税を通じて総合的に検討する」と明記されている。また、平成26年6月の政

2. 法人成りの現状

法人成りとは、個人事業主が新たに法人を設立して、その営んでいた事業を法人に移転させることによつて、事業主体を個人から法人に移すことである。法人成りによって、事業活動から得た所得に課税される税目が所得税から法人税に代わることになる。同じ事業活動を行うのであれば、法人成り後の方が、税負担が少なくなるケースが多い。また、事業主体が個人から新設した法人に移ることから、設立した法人は基準期間がないために消費税の納税義務が免除されることが多い。つまり、事業活動の実態は大差ないにも関わらず、税負担が軽減され

府税制調査会においても、個人事業主が法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではないとして、現行規定における「法人成り」の仕組みに問題提起がなされている。本稿では、「法人成り」の現状を把握し、改正すべき問題の有無について検討したいと思う。

る可能性が多いことが問題の発端となっている。個人事業に比べて法人の税負担が軽くなる主な理由としては、①累進税率が適用される所得税に対して法人税は比例税率であること、②本来個人事業者に課税されるべき所得の一部が、役員報酬などの法人から受ける給与所得に転化し、その給与所得について給与所得控除が適用されること、③同族関係者に給与等を支払うことにより所得を分散させることができることなどが挙げられる。

税率となっている。最高税率が45%になったのは、平成27年分からであつて、平成19年分から平成26年分までの最高税率は40%、平成11年分から平成18年分までの最高税率は37%であつた。このように平成11年分から最高税率は上昇傾向であることが確認できる。

一方で、法人税の税率構造は、2段階の比例税率を採用しており、年間所得金額が800万円以下については軽減税率を適用している。近年の傾向として国際間の法人税率の引き下げ合戦の影響を受けて、我が国の法人税率も引き下げ傾向となっている。平成29年度の法人税法で定められている本則税率は23・4%であつて、所得金額800万円以下の軽減税率は19%である。東日本大震災を契機に法人税法上で規定されている軽減税率が、時限措置として租税特別措置法でさらに15%に軽減されている。平成28年度の法人税における実効税率が29・97%となり、30%を切るという目標を達成したことが大々的に報道された。この実効税率29・97%というのは、資本金1億円以上の外形標準課税が適用される大法人のうちで、事業税の超過税率の適用がないケースであることから、すべての法人に適用される実効税率ではない。所得金額が400万円以下の中小法人においては、法人税は租税特別措置法の軽減税率15%が適用され、法人事業税も最低の3・4%が適用されるので、実効税率は21・42%と更に低くなつている。資本金が1億円以下の法人については、留保金課税の適用がないことから、この実効税率が上限となり、税額控除などの適用があればさらに実際の税率は軽減されることになる。

平成26年5月に財務省がまとめた資料によると、事業税引き前の課税所得金額が360万円を超えると個人事業よりも租税特別措置法の軽減税率が適用される法人の方が、税負担が軽くなることとされている。このことから法人成りが税負担軽減に貢献することが確認できる。

平成26年5月に財務省がまとめた資料によると、事業税引き前の課税所得金額が360万円を超えると個人事業よりも租税特別措置法の軽減税率が適用される法人の方が、税負担が軽くなることとされている。このことから法人成りが税負担軽減に貢献することが確認できる。

給与所得控除による経費の二重控除問題を解消するために、平成18年度税制改正において特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度が導入された。オーナー役員による実質的な支配度合いが強い一人会社は、その実態は個人事業主と実質的に変わらないことに着目し、課税上の不公平を是正するための制度であった。しかし、二重控除を是正する手段として、法人税において給与所得相当額を損金不算入とすることが不適正との見解もあつて、平成22年度税制改

ちで、事業税の超過税率の適用がないケースであることから、すべての法人に適用される実効税率ではない。所得金額が400万円以下の中小法人においては、法人税は租税特別措置法の軽減税率15%が適用され、法人事業税も最低の3・4%が適用されるので、実効税率は21・42%と更に低くなつている。資本金が1億円以下の法人については、留保金課税の適用がないことから、この実効税率が上限となり、税額控除などの適用があればさらに実際の税率は軽減されることになる。

正において当該制度は廃止となつている。したがつて、この経費の二重控除問題は、何ら解決することなく棚上げになつている。

所得税の原則的な取扱いとしては、生計を一にする親族に対する給与等の支払いは必要経費に算入しない。給与の支払いについては、青色事業専従者給与や事業専従者控除などの特例制度があるが、両制度とも「専ら事業に従事する」という要件があり、青色事業専従者給与については届出制であることから、安易な

所得分散を抑制する制度になつている。また、給与以外の経費については、例外規定は用意されていない。したがつて、個人事業主が、生計を一とする親族の所有する不動産を賃借した場合に支払う地代家賃などについては、必要経費に算入することができない。

一方、法人税は、代表者やその親族への対価の支払いについての別段の定めを設けていないので、所得税とは異なり原則損金算入となる。法人が代表者の親族に給与を支払ったとしても、過大であると認められない限り、「専ら事業に従事する」という要件を満たさなくても損金の額に算入される。また、法人が地代家賃を代表者又はその親族に支払った場合には、原則損金の額に算入されるが、個人側で所得税の確定申告が強制されるので、個人側で課税漏れとなることはない。

3. 今後の課題

これまで確認した問題は法人成りが問題の根源ではなく、所得税法と法人税法の制度上の差異に起因すると捉えることができる。法人税法は、規模の大小を問わず、法人が稼得した所得に対する課税上の取扱いを定めており、そのベースは法人であることが多い。法人税の標準税率を定めるときも国際間のバランスを意図しており、法人成りを検討するレベルの規模は全く考慮されていない。法人

税法の近年の改正項目をみても、大法人を意識していることは明らかである。給与所得控除による経費の二重控除についても、一定の規模である法人であれば定期同額給与などの役員報酬は全額損金算入されるべきであり、個人側でも給与取得控除があつて然るべきである。また、法人税法が、過大給与以外に同族関係者への対価の支払いに別段の定めがないのは、同族関係者への所得分散など考慮す

る必要がないためである。このような状況下で、法人成りによる課税上の問題を解決するには、個別規定の見直しなどでは対応が困難であることから、これまでの枠組みを超えた大掛かりな改正が必要と思われる。個人事業主と同様の実態にある法人については、法人税の課税対象を法人格の有無によってのみ決定するのではなく、株主である個人の所得として構成員課税(パス・スルー課税)を検討すべきとの意見もある。この法人成りの問題は、シャープ勧告のときからの懸案事項であつて、未だ解決の糸口の見つからないテーマのひとつである。私たちが税理士にとつては、法人成りによる税負担の軽減が防止されるような改正は望まれないのかもしれない。しかし、この法人成りのテーマは、明らかに不公平であつて、課税上の歪みが生じている事案であることから、「公平・中立・簡素」の基本原則に沿つた税制の実現に向けて、抜本的な改正が必要とされている。

1 神川和久「法人税法上の損金と所得税法上の必要経費の範囲とその異同及び問題点」同族会社と個人事業者を中心として」
2 平成26年5月9日(金)財務省、税制調査会(法人課税DGG)「法人成り問題を含めた中小法人課税」12頁
3 坂井一雄「小規模企業に対する課税のあり方について―小規模企業に対するパス・スルー課税の検討を中心に―」